

狭あい道路整備事業に伴う補償について

狭あい道路整備事業にご協力いただく際、後退地は地権者の方に更地にしていただく必要があります。

以下の条件に当てはまる場合は、後退工事費用を藤沢市が補償いたします。

○補償適用条件

以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

1. 狭あい道路整備事業にご協力いただける方
2. 建物の建築行為を伴わず、工作物等に係る後退工事を行う方

○補償対象物件

後退地内にある工作物等（塀、門扉、土間コンクリート、樹木、給水設備、排水設備等）が対象となります。

○取壊し期間

申請書の收受日から2週間以内に現地確認を行いますので、それまでは補償対象物件を取り壊さないでください。現地確認時に後退地でないものについては補償の対象になりません。

また、所有権移転前には取壊しが完了している必要があります。

○金額

後退工事費用について、市独自の基準に基づいて積算し、お支払いいたします。

実際に掛かる費用とは異なりますのでご了承ください。

○詳しい問合せ先○

藤沢市役所 道路管理課 狭あい担当

電話番号 0466-25-1111（代表） 0466-50-3546（直通）

